

# 令和6年度高知県水産業女性活躍推進委託業務仕様書

## 第1 委託業務の目的

本業務は、女性漁業就業者の確保及び定着に向けた効果的な支援策や現場改革への取組に繋げ、本県水産業への女性就業者の増加に繋げることを目的とする。

## 第2 業務内容

### 1 女性就業課題抽出業務

本県水産業における女性就業者数の増加に向け、水産業現場での実地調査を通じて、女性の漁業就業に向けた課題抽出及び対策の提案を行うために、次の業務を実施すること。

#### (1) 実地調査

##### ア 調査の実施時期・回数等

委託者が指定する県内6経営体程度（経営体が支所を有する場合は、別経営体として扱う）で実施することとし、対象業種は「大型定置網漁業」、「養殖業」、「漁業協同組合（市場業務）」とする。

なお、「大型定置網漁業」、「養殖業」については、令和6年8月末までに、「漁業協同組合（市場業務）」については、令和6年12月末までに実施すること。

##### イ 調査内容

各経営体における漁労作業を通じて、各経営体の現状を把握し、女性の就業及び定着に向けた課題を抽出すること。

##### ウ 調査日数

1経営体あたりの現地調査期間において、10日程度とする。

なお、荒天等で漁労作業（漁網修繕等の陸上作業を含む）が出来なかった場合は、調査日に含めない。

##### エ 実施体制

調査ごとに、女性調査員を1名以上配置すること。

なお、同一の調査員が複数の調査を行うことは可とするが、調査時期の重複は認めない。

##### オ その他

実施時期等については委託者と協議のうえ決定すること。

また、安全、衛生管理については事前に女性調査員に対し必要な研修等を行った上で、関連法令の遵守を徹底すること。加えて、ハラスメント被害防止について必要な措置を講じること。

なお、合羽や長靴等の漁労作業に必要な装備品については、受託者が負担するほか、安全対策として女性調査員について傷害保険への加入を必須とし、その掛金は受託者が負担すること。

## (2) 日誌及び経営体別報告書

### ア 日誌の作成

第2の1(1)で実施する県内6経営体程度での実地調査について日誌を作成し、日ごとに内容を記載すること。

なお、調査期間中に調査日に含めない事象(荒天等で漁労作業が出来なかった等)が発生した場合は、その日付及び事象発生理由を、日誌に記載すること。

### イ 経営体別報告書の作成及び提出

実地調査結果及び上記アで作成した日誌等をもとに、経営体別の課題等を抽出し、対策等を記載した報告書を作成すること。

### ウ 提出期限及び形式

上記ア及びイで作成した日誌等は、実地調査終了後30日以内に、PDFデータ及び紙媒体(A4用紙両面カラー)1部を委託者に提出すること。

## (3) 報告書の作成及び提出

調査にて抽出した経営体ごと及び業種ごとの現状、課題及び対策等を任意様式にまとめた報告書を作成すること。また、報告書作成時には画像等を盛り込む等、分かりやすい内容に整える工夫をすること。

### ア 中間報告書の提出

令和6年8月末までの調査で得た、現状及び課題、対策等を取りまとめた中間報告書を、令和6年9月末までに、PDFデータ及び紙媒体(A4用紙両面カラー)1部を委託者に提出すること。

### イ 最終報告書の提出

経営体での調査により得た、現状及び課題、対策等を取りまとめた最終報告書を、令和7年2月末までに、PDFデータ及び紙媒体(A4用紙両面カラー)1部を委託者に提出すること。

## (4) 水産女子会での調査結果の報告

### ア 報告内容

第2の2で実施する水産女子会において、調査内容にかかる中間報告又は最終報告を1回行うこと。なお、中間報告の場合は、令和6年8月末までの調査において抽出した現状、課題及び対策等を概略化した内容を、最終報告の場合は、令和6年12月までの調査において抽出した現状、課題及び対策等を概略化した内容を報告すること。

### イ 報告方法

水産女子会において、プレゼンテーション形式で実施すること。また報告時には、出席者に対し質疑応答時間を設けること。

### ウ 報告時間

プレゼンテーション時間は、30分～1時間程度とすること

### エ 報告資料の配付及び提出

報告時には出席者に対し関連資料を配付することとし、委託者には PDF データ及び紙媒体（A4 用紙両面カラー）1部を提出すること。

## 2 水産女子会アドバイザー業務

女性が働きやすい水産業を目指し、県内水産業の女性就業者等による女性漁業就業の課題や対策等の協議により、効果的な支援策や現場改革への取組に繋げるために県が設置する「水産女子会」において、意見交換会や先進地視察時の引率等を行うアドバイザーとして、女性の漁業就業を促進するために以下の内容を実施すること。

### (1) 水産女子会アドバイザーの配置

水産女子会の効果的な運営や先進地視察における引率等を行う、女性アドバイザーを1名以上配置すること。

### (2) 水産女子会における業務

#### ア 水産女子会開催内容等にかかる助言

委託期間内において、県内にて計3回（初回・中間・最終）行われる水産女子会について、県内漁業における女性就業者の就業促進及び定着に効果的な会議内容や運営等について委託者に対して助言を行うこと。

#### イ 水産女子会への出席

水産女子会運営にかかる女性アドバイザーとして、水産女子会に3回出席すること。また、水産女子会において進行を行うほか、会議で行われる議論に参加し、効果的な会議となるよう努めること。

#### ウ 県内モデル事例の勉強会開催

モデル事例となる県内講師を委託者と協議して選定し、水産女子会の場において、勉強会を1回行うこと。

モデル事例講師謝金は10,000円とし、講師謝金及び会場までの往復旅費は、受託者が負担すること。

#### エ その他

水産女子会の日程調整、参加者等への連絡、会場予約は委託者が行うが、会場借り上げ費用は、受託者が負担すること。

### (3) 先進地視察の実施

#### ア 調整及び実施

女性漁業就業者の確保や定着に積極的に取り組んでいる国内の漁業経営体において先進地視察（現場見学及び意見交換を含む）を行うための、日程や視察場所等にかかる調整や視察期間中の引率を行うこと。

#### イ 視察先の決定及び調整

視察先の候補を委託者に提案し、委託者と協議のうえ、視察先を決定すること。また、視察先との調整や視察内容については、受託者が行うものとする。なお、視察先との調整内容は随時委託者に共有するものとし、必要に応じて、委託者も

調整にかかる協議等に参加することができるものとする。

ウ 視察行程表の作成

視察にかかる日時、場所及び移動経路等を示した視察行程表を視察の1週間前までに作成し視察者及び委託者に配布すること。

エ 視察参加者の選定

視察の参加者については、委託者と協議のうえ、3名程度を選定すること。

受託者以外の視察参加者の旅費については委託者の負担とするが、受託者の旅費については受託者が負担すること。

オ 視察期間

視察は令和6年8～10月の間で実施し、期間は2泊3日程度とする。

カ 引率内容

受託者と視察参加者の合流、解散地点及びその日時を決定のうえ、合流地点以降解散するまでは、受託者が視察者を引率すること。なお、視察期間中の視察先との対応は受託者が担うこと。

キ その他

消耗品等を含め、視察に必要な経費は全て受託者が準備すること。また、これらにかかる費用は、受託者が負担すること。

(4) SNS 媒体を活用した活動広報

ア SNS アカウントの作成

水産女子会の活動及び県内水産現場での女性就業者の従事情報の発信を行うための SNS アカウントを、令和6年7月末までに1媒体以上作成すること。

イ SNS アカウントを活用した情報発信

アで作成した SNS アカウントにて、女性漁業就業者の増加に繋がる効果的な情報発信を、令和6年8月以降、月1回以上行うこと。

ウ 情報発信内容の確認

情報の発信前に、委託者が内容を確認し、了承したものを発信することとする。

エ その他

SNS アカウントの閲覧者を増やすための効果的な取組を行うこと。

### 3 業務内容のとりまとめ

(1) 報告書の作成

1及び2で実施した内容を通じて、受託者が把握した高知県での女性の水産業就業に関する現状、課題及び対策に加え、水産女子会での報告、先進地視察にかかる内容について記載した報告書を作成すること。

## 第3 実施体制

以下の点を踏まえ、本事業が円滑に実施できる人員・体制を確保し、責任者を明確

にすること。

#### 1 女性就業課題抽出業務

女性就業課題抽出業務を円滑に進めるため、実地調査の準備や実施、報告書の作成等に必要な人員を確保すること。

#### 2 水産女子会アドバイザー業務

水産女子会アドバイザー業務を円滑に進めるため、水産女子会の進行や運営、先進地視察にかかる調整や実施等に必要な人員を確保すること。

#### 3 業務内容のとりまとめ

業務内容のとりまとめを行うために必要な人員を確保すること。

### 第4 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

### 第5 事業計画書

本事業の受託後1週間以内に、体制図及び業務ごとのスケジュールを記載した事業計画書を提出し、内容について受託者に説明すること。

### 第6 業務進捗の月例報告

受託者は、毎月の業務の進捗状況等を翌月の概ね5日までに、高知県水産業振興課担当者に電子データにて報告すること。なお、提出データは任意様式とする。

### 第7 業務実績報告

受託者は、本業務が終了したとき、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。提出物は紙媒体3部及びデータとする。データはメディア（CD又はDVD）に記録し、各ファイルには内容の分かるファイル名を付与すること。また、ファイル提出前にはウイルスチェックを行うこと。

#### 1 全体業務について

(1) 業務ごとの実施期間及び実施した業務を一覧にまとめたもの

#### 2 女性就業課題抽出業務

(1) 調査日誌を整理したもの

(2) 調査において抽出した現状、課題及び対策等を整理したもの

(3) 水産女子会での報告内容や質疑応答内容等をまとめたもの

### 3 水産女子会アドバイザー業務

- (1) 水産女子会運営業務において実施した事業の内容が分かるもの
- (2) 先進地視察の参加者や行程、視察結果等が分かるもの
- (3) SNS での情報発信において、情報発信媒体、内容、発信日時、アクセス数等を取りまとめたもの

### 4 事業を通じた報告書

- (1) 本委託業務を通して、受託者が把握した高知県での女性の水産業就業に関する課題、解決方法をまとめた報告書

## 第8 その他の留意事項

- 1 本業務の実施にあたっては、第1に掲げる委託業務の目的に沿い、より効果的な方法を選択して誠実に実施すること。
- 2 本業務により得られた成果物及びその著作権は原則として委託者に帰属するものとし、その成果物は他社の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- 3 本事業で取り扱う氏名、住所等の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護等に関する法律等に基づき適正に行うこと。
- 4 本仕様書により難い事情が発生した場合には、委託者と受託者が協議を行い、本業務の目的に沿った効果的な業務へ事業費を充当することができるものとする。
- 5 その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。